

【表紙】

【提出書類】	内部統制報告書の訂正報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の4の5第1項
【提出先】	東北財務局長
【提出日】	平成27年3月16日
【会社名】	株式会社かわでん
【英訳名】	KAWADEN CORPORATION
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 西谷 賢
【最高財務責任者の役職氏名】	取締役常務執行役員 経営管理本部長 光藤 淳一
【本店の所在の場所】	山形県南陽市小岩沢225番地
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号) 株式会社かわでん東京本社 (東京都大田区南蒲田2-16-2 テクノポートカマタC-5階)

## 1【内部統制報告書の訂正報告書の提出理由】

平成22年6月28日に提出いたしました第89期（自平成21年4月1日至平成22年3月31日）内部統制報告書の記載事項に誤りがありましたので、金融商品取引法第24条の4の5第1項に基づき内部統制報告書の訂正報告書を提出するものであります。

## 2【訂正事項】

3 評価結果に関する事項

## 3【訂正箇所】

訂正箇所は\_\_\_\_\_を付して表示しております。

## 3【評価結果に関する事項】

（訂正前）

上記の評価手続を実施した結果、平成22年3月31日現在における当社の財務報告に係る内部統制は有効であると判断いたしました。

（訂正後）

下記に記載した財務報告に係る内部統制の不備は、財務報告に重要な影響を及ぼすこととなり、重要な欠陥に該当すると判断しました。したがって、当事業年度末日時点において、当社の財務報告に係る内部統制は有効でないと判断しました。

## 記

平成26年11月分の資材検収において、特定資材の不自然な大量発注を発見したため内部調査を進めました結果、当社元従業員が平成19年11月から平成26年12月までの間に特定資材を不正に発注・転売し、その代金を着服していた事実が判明いたしました。

これに対し、当社は、平成26年12月19日に社内調査委員会を設置し、事実関係や背景事情等の調査分析を行い、更に、平成27年1月16日、より客観性・公正性・透明性を高めるため、当社とは利害関係を有しない外部の専門家で構成される第三者委員会を設置し、当該不正に関する事実関係・原因究明を調査し、再発防止策の検討・提言、同種事例の有無の調査を行うことといたしました。

同日以降、第三者委員会は当該不正行為に関して調査を実施し、平成27年3月13日、当社は第三者委員会より調査結果を記載した調査報告書を受領いたしました。

社内調査委員会の調査結果および平成27年3月13日付の第三者委員会による調査報告書の指摘を受け、過去に提出いたしました有価証券報告書に記載されている財務諸表に含まれる不適切な会計処理を訂正し、有価証券報告書の訂正報告書を提出いたしました。

本件不正行為は当社の役職員におけるコンプライアンスならびに規定・ルールに対する意識が希薄であったことと、当社の発注プロセス及び検収プロセスにおける統制の整備が適切ではなく、モニタリングが不十分であったこと等から牽制が有効に機能しなかったことによるものであります。

以上のことから当社は全社的な内部統制及び業務プロセスに関する内部統制に重要な欠陥があったため、当該不正行為が発生し、かつその発見に遅れが生じたものと認識しております。

なお、上記事実は当事業年度末日後に発覚したため、当該不備を当事業年度末日までに是正することができませんでした。

当社は財務報告に係る内部統制の重要性を認識しており、社内調査委員会及び第三者委員会の報告等を踏まえ、再発防止策を講じてまいります。